

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例
..... (議会事務局総務課) 1

条 例

北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第44号

北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例

(北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年北海道条例第67号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

12 議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、平成23年8月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第1条の規定にかかわらず、同条に定める額から5万円を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同条に定める額とする。

(北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部改正)

第2条 北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例(平成13年北海道条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 議員に係る政務調査費の月額は、平成23年8月1日から平成24年3月31日の間に限り、第4条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から5万円を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成23年8月1日から施行する。